

第5節

米軍再編など日米軍の駐留に関する施策

在日米軍の兵力態勢再編などは、抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする地元の負担を軽減するためのきわめて重要な取組である。防衛省としては、ロードマップ上の米軍再編事業について、在日米軍施設・区域を抱える地元の

理解と協力を得る努力を続けつつ、粛々と進めていく方針である。

本節では、在日米軍の駐留が国民に真に受け入れられるものとなるための施策について説明する。

1 沖縄における在日米軍の駐留

13（同25）年1月現在、在日米軍施設・区域（専用施設）の面積の約74%が沖縄県に集中し、県面積の約10%、沖縄本島の約18%を占めている。沖縄に在日米軍施設・区域が集中する現状は、沖縄県民にとって大変大きな負担となっているものと認識している。政府としては、このような負担を少しでも軽減するため、安全保障上の観点を踏まえた様々な施策を行い、最大限の努力をしている。

日米間に「沖縄に関する特別行動委員会」（SACO）を設置し、96（同8）年、いわゆるSACO最終報告が取りまとめられた。

参照▶ 資料37

2 SACO最終報告と進捗状況

SACO最終報告の内容は、土地の返還、訓練や運用の方法の調整、騒音軽減、地位協定の運用改善であり、関連施設・区域は、図表II-3-5-1のとおりである。SACO最終報告が実施されることにより返還される土地は、当時の沖縄県に所在する在日米軍施設・区域の面積の約21%（約50km²）に相当し、復帰時からSACO最終報告までの間の返還面積約43km²を上回るものとなる。また、このような取組の結果、沖縄在日米軍施設・区域（専用施設）の件数および面積は、図表II-3-5-2のとおり推移している。

参照▶ 資料37・38

3 沖縄における米軍再編の経緯と進捗状況

ロードマップ上の米軍再編に関する取組においても、沖縄県における地元負担の軽減のための施策が講じられることとなった。

(1) 普天間飛行場代替施設など

米海兵隊普天間飛行場は、沖縄における米海兵隊（在沖米海兵隊）の航空能力に関し、次の機能を果たしている。

- ヘリなどによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能
- 空中給油機を運用する機能
- 緊急時に航空機を受け入れる基地機能

在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組

政府は、72（昭和47）年の沖縄県の復帰にともない、83施設、約278km²を在日米軍施設・区域（専用施設）として提供した。一方、沖縄県への在日米軍施設・区域の集中が、県民生活などに多大な影響を及ぼしているとして、その整理・縮小が強く要望されてきた。

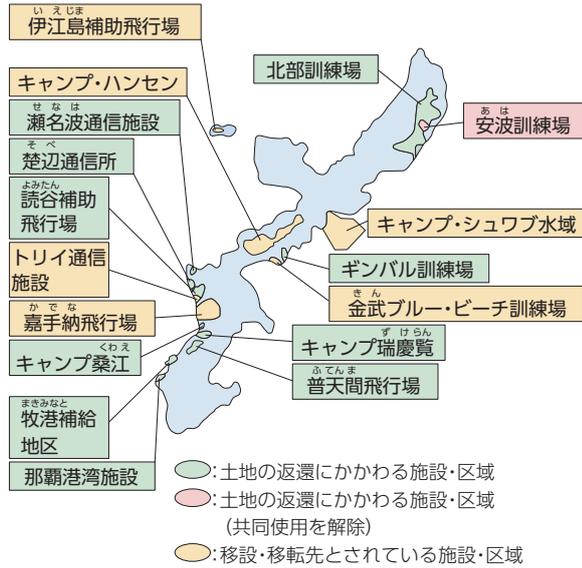
日米両国は、地元の要望の強い事案を中心に、整理・統合・縮小の努力を継続し、90（平成2）年には、いわゆる23事案¹について、返還に向けた必要な調整・手続を進めることを合意した。また、95（同7）年には、那覇港湾施設の返還など、いわゆる沖縄3事案²についても、解決に向けて努力することになった。

その後、95（同7）年に起きた不幸な事件や、これに続く沖縄県知事の駐留軍用地特措法に基づく署名・押印の拒否などを契機として、政府は、負担は国民全体で分かち合うべきであるとの考えのもと、整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払うこととした。そして、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域にかかわる諸課題を協議する目的で、国と沖縄県との間に「沖縄米軍基地問題協議会」を、また、

1 資料41参照

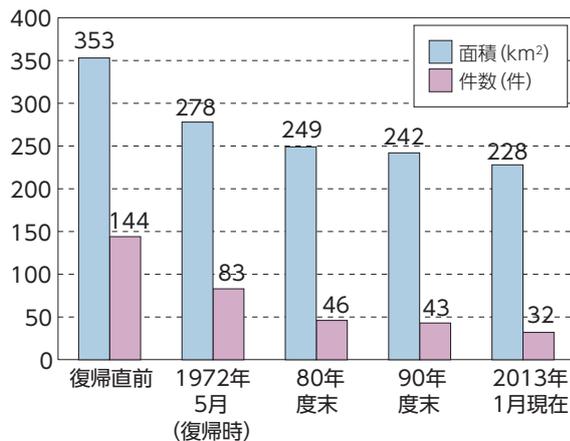
2 那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転

図表Ⅱ-3-5-1 SACO最終報告関連施設・区域



図表Ⅱ-3-5-2

沖縄在日米軍施設・区域(専用施設)の件数および面積の推移



一方で、同飛行場は市街地の中心にあって、地域の安全、騒音、交通などの問題から、地元住民より早期の返還が強く要望され、次の措置を講ずることにより、同飛行場を返還する方向で調整している。

ア ヘリなどによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能

(ア) 普天間飛行場代替施設(代替施設)を沖縄県内に設ける必要性

在沖米海兵隊は、航空、陸上、後方支援の部隊や司令部機能から構成されている。運用において、これらの機能が相互に連携し合うことが必要であり、普天間飛行場に駐留する回転翼機が、訓練、演習など日常的に活動をともにする組織の近くに位置するよう、代替施設も沖縄県内に設

ける必要があるとしている。

(イ) 代替施設に関する経緯

04(同16)年8月の宜野湾市ぎのわんにおける米軍ヘリ墜落事故の発生を踏まえ、周辺住民の不安を解消するため、一日も早い移設・返還を実現するための方法について、在日米軍再編に関する日米協議の過程で改めて検討が行われた。

05(同17)年10月の「共同文書」においては、「キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間代替施設を設置する。」との案が承認された。その後、名護市をはじめとする地元地方公共団体との協議および合意を踏まえて、ロードマップにおいて、代替施設を「辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ」形で設置することとされ、この代替施設の建設について、06(同18)年5月、沖縄県知事と防衛庁長官(当時)との間で「基本確認書」が取り交わされた。

09(同21)年9月の政権交代後、沖縄基地問題検討委員会が設けられ、同委員会による検討を経て、10(同22)年5月、「2+2」において、普天間飛行場の代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区およびこれに隣接する水域に設置する意図を確認するとともに、様々な沖縄の負担軽減策について今後具体的な措置をとっていくことで米国と合意した。

その後、11(同23)年6月、「2+2」において、滑走路の形状をV字と決定し、普天間飛行場の固定化を避け、危険性を一刻も早く除外するため、14(同26)年より後のできる限り早い時期に完了させることを確認した。

このような結論に至る検討過程では、まず、東アジアの安全保障環境に不安定性・不確実性が残る中、海兵隊を含む在日米軍の抑止力を低下させることは、安全保障上の観点からできないとの判断があり、また、普天間飛行場に所属する海兵隊ヘリ部隊を、沖縄所在の他の海兵隊部隊から切り離し、国外・県外に移設すれば、海兵隊の持つ機能を損なう懸念があることから、普天間飛行場の代替地は沖縄県内とせざるを得ないとの結論に至ったものである。

また、12(同24)年4月、「2+2」において、日米両政府は、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区およびこれに隣接する水域に建設することが計画されている普天間飛行場の代替施設が、引き続きこれまでに特定された唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認したところであり、13

(同25)年2月の日米首脳会談などにおいても、早期に進めていくことで認識の一致を見たところである。

(図表II-3-5-3参照)

参照▶ 資料33・35・36・39

(ウ) 環境影響評価の状況

環境影響評価については、07(同19)年8月に沖縄県知事などに環境影響評価方法書を送付して以来、関係法令などに従い手続を進めてきた。環境影響評価書については、12(同24)年2月および3月に沖縄県知事より意見が述べられたことを受け、防衛省で有識者研究会を開催して、部外有識者の科学的・専門的観点からの助言を踏まえ、補正作業を行った。その後、同年12月18日に補正後の評価書を沖縄県知事などに送付し、同年12月27日から13(同25)年1月29日までの間、評価書の縦覧(一般に閲覧できるようにすること)を行い、環境影響評価の手続を終了した。

(エ) 公有水面埋立承認願書の提出

普天間飛行場代替施設建設事業にかかる公有水面の埋立については、移設予定の水面に漁業権を有する名護漁業協同組合の同意が得られたことを含め公有水面埋立承認願書の提出準備が整ったことから、13(同25)年3月22日、同願書を沖縄県知事に提出した。

普天間飛行場は、沖縄県宜野湾市の中心部に位置し、周囲には住宅や学校などが密接しており、同飛行場の固定化は絶対に避けなければならない。政府としては、同施設の移設・返還が早期に実現できるよう、政府の考え方を丁寧に説明しながら沖縄の人々の御理解を得られるよう、誠実に努力しているところである。

イ 空中給油機を運用する機能

普天間飛行場に所在する空中給油機KC-130(12機)については、岩国飛行場(山口県)に移駐することとなっている。

KC-130は、訓練および運用のため定期的にローテーションで海自鹿屋基地(鹿児島県)とグアムに展開することとなっており、海自鹿屋基地での訓練と運用について、日米間で協議中である。



米軍の空中給油機KC-130

ウ 緊急時に航空機を受け入れる基地機能

緊急時における空自新田原基地(宮崎県)と空自築城基地(福岡県)の米軍による使用が強化される。このための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に必要に応じて実施される。また、役割・任務・能力に関する検討において、日米の共同訓練を拡大するとしているが、整備後の施設は、このような訓練活動のためにも活用されることを想定している。

さらに、緊急時における米軍による民間施設の使用の改善について、日米間の計画検討作業において検討されるとともに、普天間飛行場の返還を実現するための適切な措置がとられるとしている。

エ 普天間飛行場の危険性除去に向けた取組

07(同19)年8月、防衛省は、普天間飛行場の危険性の除去に向けた取組策として、住宅高密度区域を極力避けるなどの離着陸経路の改善などの諸施策を発表し、その着実な実施を図ってきたが、09(同21)年5月、同取組策のすべてが完了した。

また、防衛省は、同取組に記載されている場周経路などを守っていないとの普天間飛行場周辺の住民などからの指摘を踏まえ、飛行状況の客観的データを把握するため、10(同22)年1月から継続的なヘリコプターの飛行状況調査を行っており、12(同24)年11月に11(同23)年4月から12(同24)年3月までの調査結果を公表した。

(2) 兵力の削減とグアムへの移転

アジア太平洋地域における米海兵隊の態勢の再編に関連し、11(同23)年6月の「2+2」などで沖縄に所在

図表Ⅱ-3-5-3 普天間飛行場代替施設に関する経緯

年 月	経 緯
96(平成8)年 4月	橋本総理(当時)・モンデール大使(当時)会談、普天間飛行場の全面返還を表明 SACO中間報告 →今後5～7年以内に、十分な代替施設が完成した後、飛行場を返還
12月	SACO最終報告 →海上施設を沖縄本島の東海岸沖に建設(撤去可能なもの)
99(平成11)年11月	稲嶺沖縄県知事(当時)、軍民共用を条件に移設候補地を名護市辺野古沿岸域に決定した旨を表明
12月	岸本名護市長(当時)、受入を表明 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(閣議決定) →「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」における建設
02(平成14)年 7月	防衛庁長官と沖縄県知事等との間で「代替施設の使用協定に係る基本合意書」を締結 「普天間飛行場代替施設の基本計画」策定 →規模、工法、具体的建設場所などを決定
03(平成15)年11月	ラムズフェルド国防長官(当時)、沖縄訪問
04(平成16)年 4月	環境影響評価手続開始(07(平成19)年廃止)
8月	沖縄県宜野湾市の大学構内に米軍ヘリ墜落
05(平成17)年10月	「2+2」共同発表 →新たな案(キャンプ・シュワブ海岸線区域とこれに近接する大浦湾水域を結ぶL字型)で合意
06(平成18)年 4月	防衛庁長官と名護市長・宜野座村長との間で「普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書」を締結 →周辺地域上空の飛行ルートを回避する方向で対応することに合意(V字案)
5月	「2+2」共同発表 →「再編の実施のための日米ロードマップ」において最終取りまとめ、V字案を承認 防衛庁長官と沖縄県知事との間で「在沖米軍再編に係る基本確認書」を締結 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(閣議決定) →99(平成11)年12月閣議決定は廃止
8月	「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」設置
07(平成19)年 6月	現況調査開始
8月	環境影響評価方法書を沖縄県知事などに送付
08(平成20)年 3月	環境影響評価方法書に沿った調査開始
09(平成21)年 4月	環境影響評価準備書を沖縄県知事などに送付
5月	「在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定」国会承認
9月	民主党・社民党・国民新党、三党連立政権合意書を締結 →米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む旨合意
11月	「普天間飛行場の代替施設に関する閣僚レベルのワーキング・グループ」設置 日米首脳会談 →普天間飛行場の移設について、「ワーキング・グループ」を通じて迅速に解決することで一致
12月	基本政策閣僚委員会開催、沖縄基地問題検討委員会設置
10(平成22)年 1月	「2+2」共同発表 →沖縄を含む地元の負担を軽減するとともに抑止力を維持する努力を確認
5月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認 「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」閣議決定
8月	普天間飛行場の代替施設に関する専門家会合報告書
11(平成23)年 6月	「2+2」共同発表 →代替施設の滑走路の形状をV字型に決定するとともに、代替施設の計画を2014年より後のできるだけ早い時期に完了させるとのコミットメントを確認
11(平成23)年12月 ～12(平成24)年 1月	環境影響評価書を沖縄県知事に送付
12(平成24)年 2月	在日米軍再編に関する日米共同報道発表 →海兵隊のグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことについて公式な議論を開始
4月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場を辺野古に移設する現在の計画が、引き続き、唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認
12月	環境影響評価書(補正後の評価書)を沖縄県知事などに送付
13(平成25)年 3月	公有水面埋立承認願書を沖縄県知事に提出

する第3海兵機動展開部隊（ⅢMEF）の要員約8,000人とその家族約9,000人が14（同26）年より後のできる限り早い時期に沖縄からグアムに移転することとされた。

移転費用については、日米双方が応分の分担を行うとの観点から米国との協議を行い、施設およびインフラの整備費算定額102.7億ドル（2008米会計年度ドル）のうち、日本が28億ドルの直接的な財政支援を含め60.9億ドルを提供し、米国が財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルという残りを負担することで合意に至った。わが国が負担する費用のうち、わが国の直接的な財政支援として措置する事業（「真水」事業）³については、わが国による多年度にわたる資金提供をはじめとする日米双方の行動をより確実なものとし、これを法的に確保するため、日本政府は09（同21）年2月に米国政府と「第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（グアム協定）に署名した（同年5月発効）。本協定に基づく措置として、平成21年度から、「真水」事業にかかる米国政府への資金移転を行っている⁴。

その後、12（同24）年4月の「2+2」共同発表において、グアムに移転する部隊構成および人数について見直しが行われた。具体的には、ロードマップにおいて、沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊（ⅢMEF）のうち指揮部隊など、主として司令部要素をグアムへ移転するとしていたが、調整の結果、司令部・陸上・航空・後方支援部隊の各要素から構成される海兵空地任務部隊（MAGTF）をグアムに置くこととされた。定員約9,000人の海兵隊員が沖縄から日本国外に移転し、グアムにおける海兵隊の兵力の定員は約5,000人になる一方で、沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスは、ロードマップの水準に従ったものとする事とされた。

この共同発表において、移転にかかる米国政府による暫定的な費用見積りは86億ドル（2012米会計年度ドル）であるとされた。日本の財政的コミットメントについては、グアム協定の第1条に規定された28億ドル（2008米会計年度ドル）の額を限度とする直接的な資金提供となるこ

とが再確認されたほか、日本による家族住宅事業やインフラ事業のための出融資などは利用しないことが確認された。また、グアム協定の下ですでに米国政府に移転された資金は日本による資金の提供の一部となることとされた。さらに、新たなイニシアティブとして、両政府はグアムおよび北マリアナ諸島連邦における日米両国が共同使用する訓練場の整備についても、前述の28億ドルの直接的な資金提供の一部を活用して実施することとされた。このほか、残りの費用およびあり得べき追加的な費用は米国が負担することや、両政府が二国間で費用内訳を完成させることについても合意された。

参照▶ 2節3、資料36・40

（3）嘉手納飛行場以南の土地の返還

ロードマップにおいては、普天間飛行場の移設・返還およびグアムへのⅢMEF要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納以南の相当規模の土地の返還が可能となり、6つの候補施設（キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム）の全面的または部分的な土地の返還を検討することとされていたが、12（同24）年4月の「2+2」において、第3海兵機動展開部隊（ⅢMEF）の要員の沖縄からグアムへの移転およびその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定した。

さらに、返還される土地については、①速やかに返還できるもの、②機能の移転が完了すれば返還できるもの、③国外移転後に返還できるもの、という3段階に分けて検討していくことで合意した。

12（同24）年末の政権交代後、沖縄の負担軽減に全力で取り組むとの安倍政権の基本方針の下、引き続き日米間で協議が行われてきた。本年2月の日米首脳会談では、安倍内閣総理大臣からオバマ米大統領に対して、沖縄の返還要望が特に強い牧港補給地区（キャンプ・キンザー）を含む嘉手納以南の土地の返還を早期に進めるよう強く要請し、両首脳は、統合計画を早期に進めていくことで一致した。

3 わが国の「真水」事業について、工事業業、設計事業経費として、平成21年度予算に約346億円、平成22年度予算に約468億円、平成23年度予算に約149億円、設計事業経費として平成24年度に約7億円、平成25年度に約2億円を計上し予算措置された。

4 平成21年度予算約346億円、平成22年度予算約468億円、平成23年度予算約93億円を米側に資金移転した。



統合計画の共同発表の様子

さらに同年3月には、小野寺防衛大臣がヘーゲル米国防長官に対して統合計画を早期に作成するよう改めて要請した。こうしたハイレベルでの働きかけにより、統合計画の完成に向けた日米間の協議が加速した。

日米間の協議においては、特に、具体的な返還時期を統合計画に明記するかをめぐって様々な議論があったが、効果的な跡地利用を促進し、沖縄の負担軽減を目に見える形で示すためには、返還スケジュールの明記が不可欠であるとの安倍内閣総理大臣の強い指示を受け、米側と調整を行った結果、具体的な返還年度を含む返還スケジュールが統合計画に明記される形で日米間の交渉がまとまり、同年4月5日に統合計画の公表に至った。

この統合計画においては、本計画を可能な限り早急に実施することを日米間で確認しており、政府として一日も早い嘉手納以南の土地の返還が実現するよう、引き続き全力で取り組む必要がある。また、統合計画の発表を受け、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の有効かつ適切な利用の推進に資するため、同年4月26日には、宜野湾市、宜野湾市軍用地等地主会、沖縄県、沖縄防衛局および沖縄総合事務局の5者による第1回協議会が開催されており、防衛省としても必要な協力を行っている。

(図表Ⅱ-3-5-4参照)

参照▶ 2節3、資料39



2014年度以降返還予定の西普天間住宅地区を視察する小野寺防衛大臣

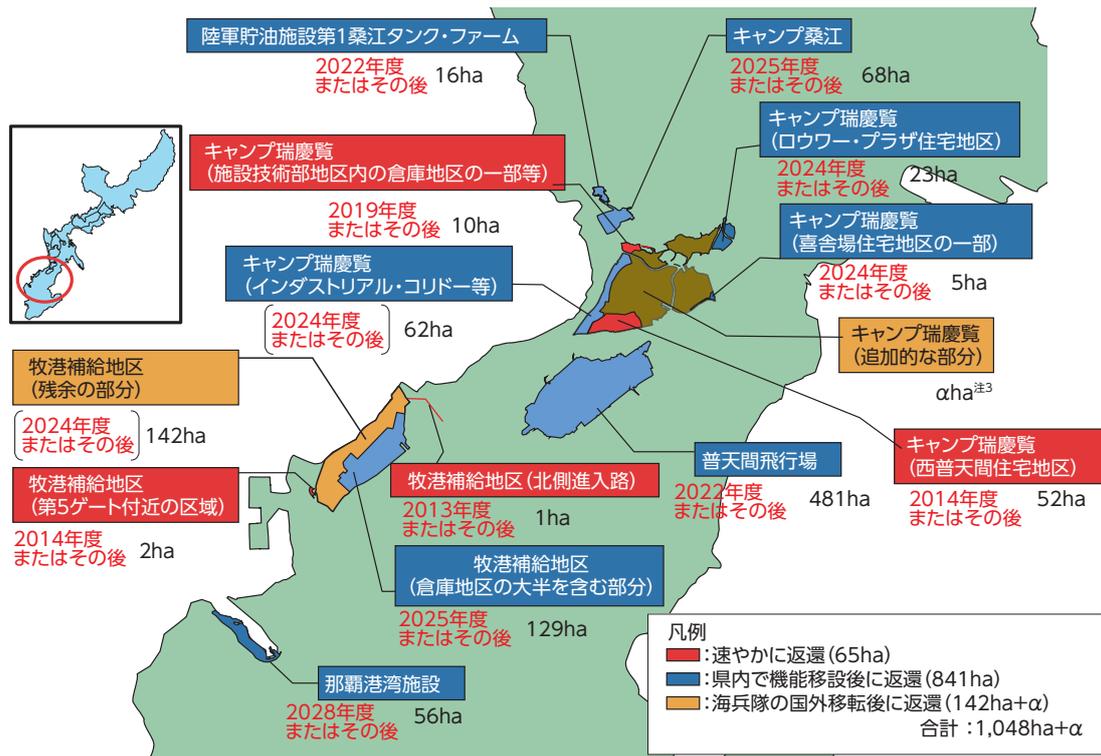
(4) 在日米軍施設・区域の共同使用

沖縄における自衛隊施設は、那覇基地など限られており、その大半が都市部にあるため、運用面での制約がある。沖縄にある在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄における自衛隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練や自衛隊と米軍間の相互運用性（インターオペラビリティ）を促進するものである。また、即応性をより向上させ、災害時における県民の安全性の確保に資することが可能となる。

このような考えのもと、キャンプ・ハンセンは、陸自の訓練に使用することとされ、08（同20）年3月から訓練が行われている。また、空自は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用することとしている。

また、作業部会を設置し、精力的に協議を行っている。

図表II-3-5-4 嘉手納飛行場以南の土地の返還



- (注) 1 時期及び年は、日米両政府による必要な措置及び手続の完了後、特定の施設・区域が返還される時期に関する最善のケースの見込みである。これらの時期は、沖縄における移設を準備するための日本国政府の取組の進展、及び米海兵隊を日本国外の場所に移転するための米国政府の取組の進展といった要素に応じて遅延する場合がある。さらに、括弧が付された時期及び年度は、当該区域の返還条件に海兵隊の国外移転が含まれるものの、国外移転計画が決定されていないことから、海兵隊の国外移転に要する期間を考慮していない。従って、これらの区域の返還時期は、海兵隊の国外移転の進捗状況に応じて変更されることがある。
- 2 各区域の面積は概数を示すものであり、今後行われる測量等の結果に基づき、微修正されることがある。
- 3 追加的な返還が可能かどうかを確認するため、マスタープランの作成過程において検討される。

12 (同24) 年4月27日の「2+2」共同発表において、米軍との共同訓練、共同の警戒監視活動等、在日米軍施設・区域の共同使用を拡大していくこととしており、統合計画において日米間で確認したとおり、日米両国は引き続き、南西諸島防衛、在日米軍基地を抱える地元負担の軽減といった観点も考慮しつつ、沖縄における施設の共同使用について、広く検討していく考えである。

4 沖縄の米軍基地の負担軽減に向けた取組

沖縄は、米国の占領下に置かれたことや、占領終了後も他の地域に比べて基地の返還が進まなかった経緯・事情から、多くの在日米軍施設・区域が今なお存在している。政府は、沖縄に集中した基地負担の軽減を図るべく、これまでSACO最終報告や、ロードマップの実現などに向けて取り組んできている。

防衛省としては、沖縄政策協議会および同協議会の下に設置された小委員会⁵などを通じて、地元の意見などを聞きながら、沖縄の一層の負担軽減に向け全力をあげて取り組んでいく考えである。



仲井眞沖縄県知事と会談する小野寺防衛大臣

5 13 (平成25) 年3月19日、沖縄政策協議会において、米軍基地負担の軽減および沖縄振興策に関する諸問題への対応を目的として同協議会の下に「小委員会」を設置

5 駐留軍用地跡地利用への取組

沖縄県における駐留軍用地の返還については、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に基づき、返還が合意された駐留軍用地に対する各種の措置を規定している。主に防衛省においては、①返還が合意された駐留軍用地への県、市町村による調査などのための立入りにかかるあつせん、②駐留軍用地跡地の所有者に引き渡す前に、当該土地の区域の全部につ

いて、駐留軍の行為に起因するものに限らず跡地を利用する上での土壤汚染・不発弾の除去などの支障除去措置の実施、および③跡地の所有者の負担の軽減を図り土地の利用の推進に資するための給付金の支給を行っている。

防衛省としては、今後とも、関係府省や県、市町村と連携・協力し、跡地利用の有効かつ適切な利用の推進に取り組むこととしている。

2 沖縄を除く地域における在日米軍の駐留

防衛省は、沖縄を除く地域においても、在日米軍の抑止力を維持しつつ地元負担の軽減を図り、在日米軍の安定的な駐留を確保する施策を行っている。ここでは、米軍再編をはじめとするこのような施策が、沖縄を除く各地域においてどのように行われているのか、その現状などについて説明する。

で調整を行いつつ、その実現に向け努力している。

(図表Ⅱ-3-5-5参照)

1 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理など

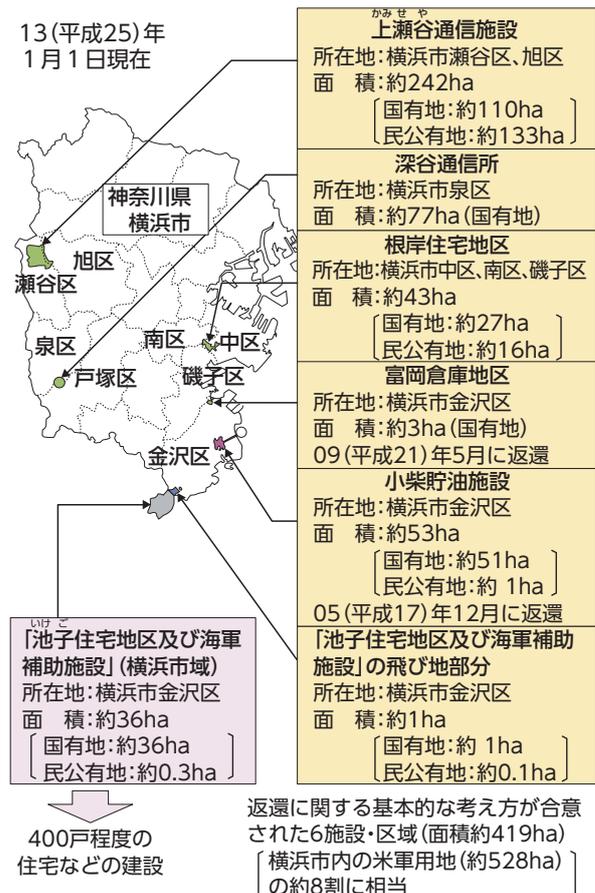
神奈川県における在日米軍施設・区域については、地方公共団体などからの強い返還要望を踏まえ、日米間でそのあり方を協議した。この結果、横浜市内の上瀬谷通信施設など6施設・区域の返還に関する基本的な考え方と、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での700戸程度の米軍家族住宅などの建設について、04(同16)年10月の日米合同委員会で合意した。

その後、2施設・区域(小柴貯油施設および富岡倉庫地区)については返還が実現し、米軍家族住宅の建設については、10(同22)年9月、日米合同委員会において、当面の措置として、根岸住宅地区の移設分約400戸程度とするとともに、米側へ要請した池子住宅地区の逗子市域の一部土地の返還については、引き続き検討するものの、返還までの措置として、要件が整った段階で共同使用することを合意した。

さらに、11(同23)年11月、米軍家族住宅の建設の基本事項や共同使用の基本要件などについて、日米合同委員会で合意した。この米軍家族住宅などの建設については、①横浜市内の残る4か所の在日米軍施設・区域の返還につながり、②在日米海軍の当面の住宅不足を解消し、日米安保条約の目的達成のため必要不可欠なものである。このため、防衛省としては、米側および地方公共団体などとの間

図表Ⅱ-3-5-5

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設・区域



コラム

中央即応集団司令部のキャンプ座間への移転について



君塚陸幕長とハリソン在日米陸軍司令官
による共同声明署名式

06（平成18）年5月に日米政府間で合意された「再編の実施のための日米ロードマップ」に基づき、13（同25）年3月26日、中央即応集団司令部は、それまで位置していた朝霞駐屯地からキャンプ座間への移転を完了した。これにより、3自衛隊の主要な司令部が在日米陸海空軍司令部と同一地域に位置することになり、各軍種間の関係がより強化されることになった。

これに先立ち、東部方面総監と在日米陸軍司令官との間において、キャンプ座間内における指揮権限などに関する覚書を締結して移転を完了させるとともに、陸幕長と在日米陸軍司令官とが共同声明を發出し、本移転が日米同盟および陸自と米陸軍との関係発展において歓迎すべき大きな進展であることを相互に確認した。

中央即応集団司令部の移転は、わが国周辺的安全保障環境がより一層厳しさを増す中、在日米陸軍司令部の改編とあわせ、陸自と在日米陸軍との間の協力を強化し、日米防衛協力そして日米同盟強化に貢献し、ひいては日本の安全とアジア太平洋地域の平和と安定の一層の実現へ寄与するものであり、きわめて重要な意義を有している。

本移転により、平素の訓練、調整および事態生起時における連携強化が期待される。

2 ロードマップに示された米軍再編の現状など

(1) 在日米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間（神奈川県）に所在する在日米陸軍司令部は、高い機動性と即応性を有し、かつ、統合任務が可能な司令部となるよう、07（同19）年12月に在日米陸軍司令部・第1軍団（前方）として発足し、08（同20）年9月末に改編¹された。

これは、米軍全体の変革の中における米陸軍の世界的な改編を踏まえたものでもあるが、改編後の在日米陸軍司令部は、引き続き「日本国の防衛及び極東の平和と安全の維持」を中核的任務とするものである。

また、各種事態への迅速な対応のため在日米陸軍司令部との連携強化を図るべく、機動運用部隊や専門部隊を一元的に管理する陸自中央即応集団司令部を平成24年度末にキャンプ座間に移転した。

この改編にともない、相模総合補給廠^{しょう}（神奈川県）内に任務指揮訓練センターその他の支援施設が米国の資金で建設された。さらに、キャンプ座間および相模総合補給廠のより効果的かつ効率的な使用のため、それぞれ一部返還などの措置が講じられることとなっており、08（同20）年6月には相模総合補給廠の一部土地（約17ha）の返還について、11（同23）年10月にはキャンプ座間の一部土地（約5.4ha）の返還について、12（同24）年6月には相模総合補給廠の一部土地（約35ha）の共同使用について、日米合同委員会においてそれぞれ合意された。

(2) 横田飛行場および空域

ア 共同統合運用調整所の設置

司令部間の連携向上は、統合運用体制への移行とあいまって、日米両部隊間の柔軟かつ即応性のある対応の観点

¹ 米側によれば、08（平成20）年9月末の段階で要員は約70名である。

からきわめて重要である。さらに、横田飛行場（東京都）に所在する在日米軍司令部は、「指針」のもとの各種メカニズム²においても、重要な位置を占めている。これらを踏まえ、後述の空自航空総隊司令部の移転にあわせ、平成23年度末に共同統合運用調整所³を設置し、運用を開始した。

イ 空自航空総隊司令部の移転

空自航空総隊司令部は、わが国の防空のほか、弾道ミサイル防衛（BMD）における司令部機能も保持している。防空およびBMDにおいては、対処可能時間が短いため、特に日米間で必要な情報を迅速に共有する意義が大きい。そのため、平成23年度末に、米第5空軍司令部の所在する横田飛行場へ、府中（東京都）に所在していた空自航空総隊司令部および関連部隊約800名を移転した。これにより、前述の共同統合運用調整所の設置とあわせて、防空やBMDにおける情報共有をはじめとする司令部組織間の連携を強化することが可能となった。

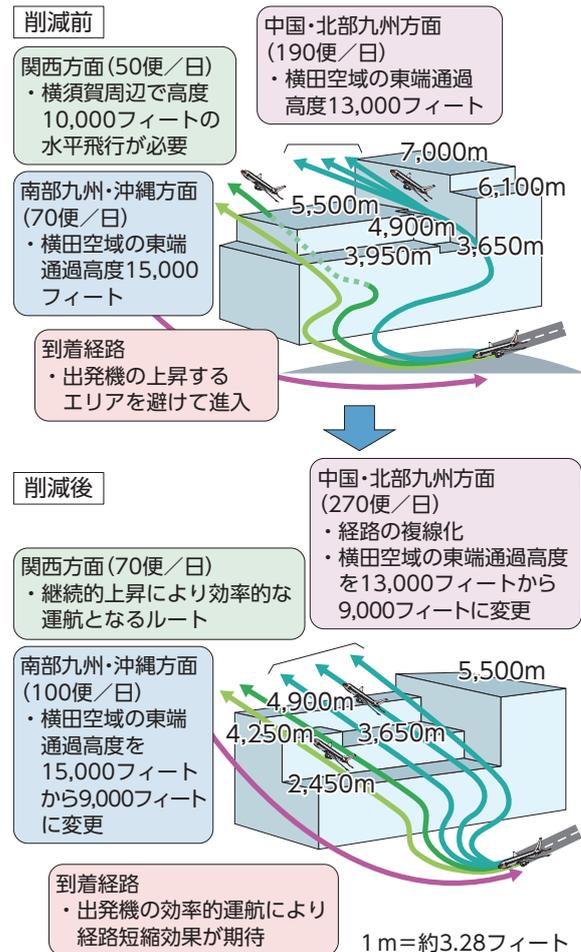
ウ 横田空域

米軍は、横田飛行場において、首都圏西部から新潟に広がる横田空域の進入管制を行っているが、その空域を飛行する民間航空機の運航を円滑化するための措置が行われた。

06（同18）年9月より、空域の一部について、軍事上の目的に必要でないときに航空管制業務の責任を一時的に日本側当局に移管する措置が開始された。また、07（同19）年5月から横田ラプコン（RAPCON）施設への空自航空管制官の併置が開始されるとともに、08（同20）年9月に羽田空港西側に隣接する部分約40%が削減され、管制業務が日本に返還された。なお、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討⁴については、10（同22）年5月に完了している。

（図表Ⅱ-3-5-6参照）

図表Ⅱ-3-5-6 横田空域



エ 横田軍民共用化

横田飛行場の軍民共用化については、03（同15）年5月の日米首脳会談において検討していくこととなり、政府関係省庁⁵と東京都との実務的な協議の場として「連絡会」を設置し、累次議論が行われてきた。

また、日米両国政府は、共用化により横田飛行場の軍事上の運用や安全などを損なわないとの認識のもと、06（同18）年10月以降、具体的な条件や態様に関する検討を行ってきた。今後のさらなる調整や検討の結果を踏まえ、日米両国政府で協議の上、適切な決定を行うこととしている。

² 1節2参照

³ 共同統合運用調整所は、日米の司令部組織間での情報の共有や緊密な調整、相互運用性（インターオペラビリティ）の向上など、日本の防衛のための共同対処に資する機能を果たすものである。

⁴ この検討は、日本における空域の使用に関する民間および軍事上の将来のあり方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として行われた。

⁵ 内閣官房、外務省、国土交通省、防衛庁（当時）、防衛施設庁（当時）

コラム

横田基地における日米間の連携

航空総隊司令部 幕僚長 空将補 國分 雅宏

12（平成24）年3月に航空総隊司令部が横田基地に移転を完了してから1年余が過ぎました。

この間、運用分野から後方分野に至るまで、府中基地時代以上にフェイストゥーフェイスによる意見交換をする機会が急激に増大しました。特に、同年11月に実施された日米共同統合演習は、航空総隊司令部横田移転後、初めて実施された大規模な日米共同演習でした。横田基地に設けられた日米共同調整所で、日米のスタッフが緊密に連携し、情報共有および各種調整を行いました。これにより、演習中に生じた問題も短時間で解決できるようになり、これまで以上に円滑に演習を行うことができました。また、同年4月および12月の北朝鮮ミサイル発射事案においても、両司令部間の密接な連携により、迅速かつ確な対応ができました。航空総隊司令官と第5空軍司令官が相互に司令部を訪問し合うなど、横田基地における日米間の連携はこの一年で一層強化されました。



ハリス米第5空軍副司令官



米第5空軍司令官（左）と空自総隊司令官（右）



國分航空総隊司令部幕僚長

米第5空軍副司令官 空軍准将 ジェリー D. ハリス Jr.

12（平成24）年3月26日、計画から建設まで6年以上の期間をかけて、航空自衛隊の総隊司令部は横田基地に移転し、運用を開始しました。この事業を達成し、初期の能力を発揮できたことは、日米同盟にとって画期的な出来事です。

両司令部が隣接して配置されることにより、各レベルのリーダーが、防空およびミサイル防衛に関し、より緊密に協力する機会が増え、日本全域における日米間の指揮統制も向上しました。

同年の4月と12月に起きた北朝鮮のミサイル発射事案に際し、総隊移転の効力が発揮されました。司令部が徒歩で移動できる距離に配置されたおかげでコミュニケーションの障壁が減り、日米間の相互運用性が高まり、日米共同計画、共同訓練および文化の相互理解も進展しました。

(3) 横須賀海軍施設、厚木飛行場および岩国飛行場に関する施策

ア 米空母の展開

米国の太平洋艦隊のプレゼンスは、アジア太平洋地域における海上交通の安全を含む地域の平和と安定にとって、重要な役割を果たしている。米空母は、その能力の中核となる役割を果たしており、空母や艦載機の長期にわたる前方展開能力を確保するため、わが国においてその拠点を確保する必要がある。現在は、原子力空母⁶ジョージ・ワシントンが横須賀（神奈川県）に前方展開している。わが国周辺に米海軍の強固なプレゼンスが引き続き維持されることは、わが国の安全と地域における平和と安全の維持に役立つものであり、かつ日米同盟への米国の深い関与を象徴的に示すものでもある。

なお、米海軍の原子力艦の安全性に関し、米海軍は原子力空母ジョージ・ワシントンを含めたすべての原子力艦について、港に停泊中は通常、原子炉を停止させることや、日本において原子炉の修理や燃料交換を行うことはないことなど、その安全面での方針を守り続けることを確約している。政府としても、引き続きその安全性確保のため、万全を期する考えである。

イ 空母艦載機の移駐

空母艦載機の拠点として、厚木飛行場（神奈川県）が現在利用されている。厚木飛行場は市街地の中心に位置し、特に空母艦載ジェット機の離発着にともなう騒音が、長年にわたり問題となっており、空母の運用を安定的に維持していくためには、こうした問題を早期に解決することが必要である。

一方、岩国飛行場については、滑走路を1,000m程度沖合へ移設する滑走路移設事業⁷終了後には、周辺地域の生活環境への影響がより少ない形で、安全な航空機の運用が可能となる。

これらを考慮し、第5空母航空団は、厚木飛行場から岩国飛行場に移駐することとした。この移駐は、06（同18）年5月のロードマップにおいて、①必要な施設が完

成し、②訓練空域および岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、14（同26）年までに完了するとされていたが、日米間で施設整備の全体工程を見直した結果、現時点においては17（同29）年頃になる見込みである。

この移駐にともない、岩国飛行場における運用の増大による影響を緩和するため、①移駐が滑走路の沖合移設後に行われることに加え、②岩国飛行場の海自EP-3などの厚木移駐、③普天間飛行場から岩国飛行場に移駐するKC-130の海自鹿屋基地とグアムへの定期的なローテーションでの展開、④岩国飛行場の米海兵隊CH-53Dヘリのグアム移転などの関連措置がとられる。

これらにより、岩国飛行場周辺の騒音は、住宅防音の対象となる第一種区域の面積が約1,600haから約500haに減少するなど、現状より軽減されると予測される。

また、空母艦載機の岩国飛行場への移駐などにともない必要となる家族住宅などを建設するための用地（愛宕山用地）について、12（同24）年3月に売買契約を締結し、現在、家族住宅や運動施設などの設計を実施している。

ウ 空母艦載機着陸訓練

ロードマップにおいては恒常的な空母艦載機着陸訓練施設について検討を行うための二国間の枠組を設け、恒常的な施設をできるだけ早い時期に選定することが目標とされ、11（同23）年6月の「2+2」では、新たな自衛隊施設のため、馬毛島^{まげしま}が検討対象となる旨地元で説明することとされた。同施設は、大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練などのために使用され、あわせて米軍の空母艦載機離発着訓練の恒久的な施設として使用されることになっているとしている。なお、05（同17）年の「共同文書」においては、空母艦載機着陸訓練のための恒常的な訓練施設が特定されるまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機着陸訓練を行う旨確認されている。

参照▶ 資料35

6 原子力空母は、原子炉から生み出されるエネルギーによって推進することから、燃料を補給する必要がない上、航空機の運用に必要な高速航行を維持できるなど、戦闘・作戦能力に優れている。

7 岩国市などの要望を受け、岩国飛行場の滑走路を東側（沖合）に1,000m程度移設する事業。10（平成22）年5月に新滑走路の運用が開始され、平成22年度末に事業完了

工 岩国飛行場における民間航空再開

山口県や岩国市といった地元地方公共団体などが一体となって民間航空再開を要望していることを踏まえ、05（同17）年10月、米軍の運用上の所要を損なわない限りにおいて、1日4往復の民間航空機の運航を認めることについて合意された。

その後、ロードマップにおいて「将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる」とされた。これに基づき、12（同24）年12月13日に岩国飛行場に岩国錦帯橋空港きんたいきょうが開港し、民間機による定期便が48年ぶりに再開された。



岩国錦帯橋空港の開港の様子

(4) 弾道ミサイル防衛 (BMD)

BMDに関しては、日米双方が、それぞれのBMD能力の向上に応じ、緊密な連携を継続することとされた。06（同18）年6月、TPY-2レーダー（いわゆる「Xバンド・レーダー」）が、空自車力分屯基地（青森県）に配備され、運用が開始された⁸。また、06（同18）年10月、米軍のペトリオットPAC-3が嘉手納飛行場と嘉手納弾薬庫地区に配備されている。

また、13（同25）年2月の日米首脳会談において、日本国内に2基目のTPY-2レーダーを配備し、弾道ミサイル防衛により万全を期する必要があるとの方針で一致した。そして、わが国防衛上の有用性、日米協力の強化などの観点から最適な配備先を日米間で検討した結果、京都府京丹後市の空自経ヶ岬分屯基地が最適な配備候補地であるとの結論に至った。

参照▶ III部1章1節4

(5) 訓練移転

訓練移転⁹については、当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場（青森県）および岩国飛行場の3つの在日米軍施設からの航空機が、千歳（北海道）、三沢、百里（茨城県）、小松（石川県）、築城および新田原といった自衛隊施設において、自衛隊との共同訓練に参加することとされた。これに基づき07（同19）年3月以降、米軍の飛行場から自衛隊の基地への訓練移転を行っている。また、防衛省は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラの改善を行っている。

なお、訓練移転の実施にあたっては、関係地方防衛局は、空自と協力して米軍を支援するとともに、訓練期間における周辺住民の安心、安全を図るため、現地連絡本部を設置し、関係行政機関との連絡や周辺住民への対応にあたるなど、訓練移転の円滑な実施に努めているところである。

さらに、10（同22）年5月の「2+2」共同発表に基づき、11（同23）年1月、日米合同委員会において、航空機訓練の移転先として新たにグアムなどを追加し、従来の訓練より規模を拡大することが合意された。その後、さらに日米間で協議を行い、同年10月、日米合同委員会において、訓練実施場所などの詳細について合意された後、在日米軍の航空機による訓練が初めてグアムなどに移転して行われ、その後も実績を重ねている。具体的な例としては、12（同24）年11月から12月にかけて米海兵隊の約20機のFA-18戦闘機をはじめ、3機の空中給油機や3機のMV-22などが約880名の人員を伴ってグアム島のアンダーセン空軍基地および北マリアナ諸島のファラロン・デ・メディニラ空対地射場において訓練を行っている。

⁸ レーダーは、その後、隣接する米軍車力通信所に移設された。

⁹ 日米間の相互運用性（インターオペラビリティ）を向上させるとともに、在日米軍飛行場の周辺地域における訓練活動の影響を軽減することを目的として、在日米軍航空機が自衛隊施設において共同訓練を行うこと。

3 在日米軍の再編を促進するための取組

ロードマップに基づく在日米軍の再編を促進するため、07（同19）年8月に「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」（再編特措法）が施行された。これに基づき、再編交付金や公共事業に関する補助率の特例などの制度が設けられた。

再編交付金¹は、再編を実施する前後の期間（原則10年間）において、再編が実施される地元市町村²の住民生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業³の経費にあてるため、

防衛大臣により再編関連特定防衛施設と再編関連特定周辺市町村を指定した後、在日米軍の再編に向けた措置の進み具合などに応じて交付される。13（同25）年4月現在、14防衛施設39市町村が再編交付金の交付対象となっている。

加えて、再編の実施により施設・区域の返還や在沖米海兵隊のグアムへの移転などが行われ、駐留軍等労働者の雇用にも影響を及ぼす可能性があることから、雇用の継続に資するよう技能教育訓練などの措置を講ずる。

4 在日米軍施設・区域がもたらす影響の緩和に関する施策

① 在日米軍施設・区域をめぐる環境保全への取組

00（同12）年9月の「2+2」において、両国政府は、環境保護が重要であるとの認識のもと、在日米軍施設・区域の周辺住民、米軍関係者やその家族などの健康と安全の確保を共通の目的とすることに合意し、「環境原則に関する共同発表」¹を行った。この発表のフォローアップのため、日米協議が強化され、具体的には、日本環境管理基準²（JEGS）の定期的見直しの際の協力の強化、環境に関する情報交換、環境汚染への対応などにかかわる協議について、関係省庁が連携して取り組んでいる。

また、10（同22）年5月の「2+2」では、「緑の同盟」のアプローチをとる可能性について議論がなされ、日本国内において整備中の米国の基地に再生可能エネルギーの技術を導入する方法を、在日米軍駐留経費負担（HNS）の一構成要素とすることを含め検討された。その結果は、在日米軍駐留経費負担の包括的見直しに反映されている。

さらに、同会合においては環境関連事故の際の米軍施設・区域への合理的な立入り、返還前の環境調査のための米軍施設・区域への合理的な立入りを含む環境に関する合意を速やかに、かつ真剣に検討することとされた。これを受け、作業部会が設置され、日米双方の事務当局がその実現に向け協議を重ねている。

② その他の措置

わが国は、在日米軍施設・区域の周辺地域の生活環境などの整備のための措置³を行っている。また、市町村に対し、固定資産税の代替的性格を有する基地交付金⁴などを交付している。

さらに、在日米軍施設・区域の周辺地域において、米軍人などによる事件・事故が地域や住民に影響を与えており、政府は、米軍に対し、軍人などの教育や綱紀粛正といった再発防止策について実効性のある措置を講ずるよう求めている。また、こうした再発防止策に協力するとともに、事件・事故による被害に対し、迅速で適切な補償が行われるよう措置している。

12（同24）年10月16日に2名の米海軍軍人が沖縄における集団強姦致傷の疑いで逮捕されたことを受け、米側は、勤務時間外行動の指針（リバティ制度）の検証などを行い、13（同25）年2月には、新たなリバティ制度を導入した。米軍人などによる事件・事故の防止については、関係者による不断の取組が重要であり、防衛省としても、地元や関係機関などの意見を踏まえつつ、引き続き、米軍人による事件、事故の防止に努力していく。

③-1 平成25年度予算で約87億円

③-2 再編特措法では、在日米軍の再編の対象である航空機部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成の変更（横須賀海軍施設における空母の原子力空母への交替）について、在日米軍の再編と同様に扱う。

③-3 具体的な事業の範囲は、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令」第2条において、教育、スポーツおよび文化の振興に関する事業など、14事業が規定されている。

④-1 ①環境管理基準、②情報交換と立入り、③環境汚染への対応、④環境に関する協議の4項目からなる。

④-2 日本環境管理基準は、在日米軍の部隊と施設が人の健康と自然環境を保護できるよう保証する目的で在日米軍が作成した環境管理にかかる基準であり、環境汚染物質の取扱いと保管方法などを定めている。

④-3 第Ⅲ部4章3節参照

④-4 総務省が交付する。